

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年12月16日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第60号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第5条第2項または法」を「第5条第1項又は」に、「もしくは管理または」を「若しくは管理又は」に、「第5号様式または」を「第5号様式又は」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「掲げる」の右に「区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 公園施設を設置し、又は公園を占有しようとする場合 設計書、仕様書及び図面
- (2) 営業経歴を有する者が売店、飲食店その他の営業の用に供する公園施設を設置し、又は管理しようとする場合 営業経歴を証する書類

第5条第3項中「第5条第2項または法」を「第5条第1項又は」に改める。

第6条中「第5条第2項または法」を「第5条第1項又は」に、「者が」を「者は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「、または」を「、又は」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「とき」を「とき。」に改め、同条

第4号中「第11条第1項または」を「第27条第1項又は」に、「命ぜられ」を「命じられ」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第5号中「または」を「又は」に、「命ぜられ」を「命じられ」に、「とき」を「とき。」に改める。

第14条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第23条第3項」を「第33条第4項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

第1号様式備考中「公園予定地の」を「公園予定区域の」に、「公園予定地内行為許可申請書」を「公園予定区域内行為許可申請書」に改め、「公園予定地内」を「公園予定区域内」に改める。

第2号様式注及び備考以外の部分中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同様式備考中「公園予定地」を「公園予定区域」に、「第5条第2項」を「第5条第1項」に、「第23条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第4号様式備考以外の部分中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同様式備考中「第5条第2項」を「第5条第1項」に、「第23条第3項」を「第33条第4項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

第5号様式備考以外の部分中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同様式備考中「第5条第2項」を「第5条第1項」に、「第23条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第6号様式備考中「公園予定地の」を「公園予定区域の」に、「公園予定地占用許可申請書」を「公園予定区域占用許可申請書」に、「第23条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第7号様式注及び備考以外の部分中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同様式備考中「公園予定地」を「公園予定区域」に、「第5条第2項」を「第5条第1項」に、「第23条第3項」を「第33条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成16年12月17日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑地管理課)